

正しく計算し、申告する制度のことで の所得と、それに対する税金を自分で 1月1日から12月31日までの1年間

かめ、申告が必要な人は、 象になることがあります。ご自分で確 サラリーマンや年金の受給者なども対 戻してもらう場合(還付)の2つのケー 定申告をする必要があるかないかを確 スがあり、事業を経営する人のほかに、 確定申告には、税金を納める場合と 早めに準備

をお願いします。

幸田町役場での申告相談について

【問合せ】 税務課町民税G(内線161·162)

■幸田町役場での申告相談について

相談期間	相談会場	相談時間	税目	当日持参するもの
2月16日(月) ~ 3月16日(月) (土・日を除く)	幸田町役場 4階ホール	午前:9時~正午 午後:1時~4時	町県民税 ・ 所得税	・印鑑、収支計算書、源泉徴収票、その 他所得が分かるもの、銀行□座のわか るもの ・国民年金、生命保険等の支払い証明書

^{*}受付用の番号札を午前7時30分から役場正面玄関にて、午前8時30分から午後4時まで相談会場にて配布してい ます。

岡崎税務署からのお知らせ (4ページまで)

【問合せ】 岡崎税務署 ☎58-6511

申告書の作成には時間を要しま

すので、午後4時までにお越し

いただくようお願いします。

日(日)は開設します。

2月22日(日)、

3 月 1

午前9時~午後5時 (土・日曜日を除く)

3月16日 (月)

*電話受付を自動音声で案内しています。所得税および復興特別所得税・ 消費税の確定申告ならびに贈与税の申告に関するご相談の場合は「0」 を選択してください。

とき: 2月16日 (月) ~

確定申告会場

ところ: 岡崎合同庁舎 5階共用大会議室

岡崎市羽根町字北乾地5番地1

*申告書の提出のみの人は1階で 申告書などの作成。 【内容】パソコンを利用した確定 し提出ください。 (職員がアド

バイスをします。

消費税および地方消費税の

確定申告について ・復興特別所得税

税理士による無料税務相談所

- 2月16日(月)~2月23日(月) 午前9時30分~午後4時 *正午~午後1時は休憩。土・日曜日を除く。
- ところ 幸田町商工会
- ①前年分の所得金額(青色申告特別控除前または事業専従者控除前)300万円以下の人
 - ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成24年分)の課税売上高が3,000万円以下、か つ①に該当する人で、簡易なものに限ります。
- *譲渡所得(土地、建物および株式を売られた人)、山林所得、贈与税の申告・相談は税務署にてお願いします。

「平成26年分住宅借入金等特別控除の確定申告説明会」

2月3日(火)~2月13日(金) 午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く) *申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しいただくようお願いします。

与の収入金額と各種所得金額

退職所得を除く)

計額が20万円を超える人

- 岡崎合同庁舎 5階 共用大会議室
- 給与・年金所得者で、平成26年中に住宅ローンなどを利用して住宅(居住用)を新築・購入また は増改築し一定の要件に該当される人。
- *住宅借入金等特別控除および控除を受けるために必要な書類などについてのご質問は、岡崎税務署へお問 い合わせください。



確定申告に必要なもの

- ①確定申告書 (郵送された人のみ)、税務署 からのお知らせはがき (郵送された人のみ)
- *平成26年分の確定申告用紙は、2月上旬まで に送付予定
- ②前年の申告書の控・利用者識別番号の分か る書類
- ③源泉徴収票の原本(給与や年金のある場合)
- ④医療費の領収書や生命保険料控除証明書な ど、各種控除を受けるための書類
- 5印鑑
- *上記以外の書類などが必要となる場合もあ ります。詳細は税務署へお尋ねください。



控除・配偶者控除などの所得控除 事業所得・不動産所得がある場合 各種所得金額の合計額が、 基礎

の合計額より多い人

給与所得がある人 ①給与の収入金額が2、000万円 を超える人

③給与を2カ所以上から受けてい ②給与を1カ所から受けていて を超える人 所得を除く)の合計額が20万円 各種所得金額(給与所得、 年末調整をされなかった給 退職

*町県民税について各種控除を適 告が不要な人であっても町県民 税の申告をする必要があります。 所得税の確定申

⑤年末調整で控除の手続きを忘れ

申告

額がある人 額から所得控除を差し引くと、 公的年金などに係る雑所得の金

興特別所得税の確定申告(提出 も該当する人は、所得税および復 納税)が不要です。 【注意】次の①および②のいずれに

①公的年金などの収入金額の合計 400万円以下

①住宅ローンなどを利用して、

購入または増

*この場合であっても、所得税お ②公的年金などに係る雑所得以外 けるための確定申告書を提出す よび復興特別所得税の還付を受 の所得金額が、20万円以下 ることができます。

> 改築した人 イホームを新築、

④年の途中で退職し、 ③災害や盗難に遭った人 ②医療費の支払いが多額な人 いないために年末調整を受けて いない人 再就職して

還付を受けるため

所 0 税金が戻る人

公的年金などに係る雑所得のみの人

の申告(還付申告)により税金が 税をした税金が納め過ぎになって 次のいずれかに当てはまる人など いる場合には、 還付されます。 源泉徴収された税金や予定納 定申告の必要がない人でも

【確定申告書 A を利用する場合】



【確定申告書 B を利用する場合】



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を ご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力 することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤 りのない申告書を作成することができますので、ぜひご 利用ください。

=) 確定申告

検索

振替納税ご利用のお願い

所得税および復興特別所得税や消費税および地方消費税 (個人事業者)の納税は、便利で安全な口座振替を、ぜひご 利用ください。

振替納税を利用されている人は、預貯金口座から自動引 き落としされます。

- ●所得税および復興特別所得税の振替日
- 4月20日(月)
- 消費税および地方消費税の振替日
- 4月23日(木)

載與 れ別 |注意ください|

則として各年分の所得税額の2.%) 欄の記載漏れのないよつご注意ください。 告・納付することとされています。 復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。 還付申告の人も含め、 平成25年分から平成49年分まで、 確定申告書の作成に当たっては、 申告されるすべての人について を所得税と併せて申 復興特別所得税 「復興特別所得税額



最初およぶ 出が地 れ方 る消

平成26年4月1日から8%です。 消費税(地方消費税を含む。)の税率は

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税 *平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、 取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。 の確定申告書を作成するためには、 置により旧税率が適用される場合があります。 帳簿などにおいて、 経過措

2ページ下段~このページに関するお問い合わせは 岡崎税務署へ **25**58-6511 る人は、町県民税の申告が必要です。た

登録のある人で、次のいずれかに該当す 平成27年1月1日現在、幸田町に住民



を受けた人

申告期間

2月16日 (月) ~ 3月16日 (月)

午前9時~午後4時

(土・日・祝日を除く)

*昨年中に所得がなかった人でも、所得 加入している人は申告が必要です。 証明などが必要な人や国民健康保険に

町県民税の申告

町県民税申告の必要書類は、所得税の 目「持ち物」参照) 確定申告と同じです。(同ページ3段

確定申告の受付について

が必要と思われる人には、1月下旬に申 ない人および新たに申告をする人は、受 告用紙を郵送しました。申告用紙が届か 昨年、町県民税の申告をした人で申告

①営業、農業、不動産、株式、土地等の

譲渡所得のある人(確定申告様式B様

相談できませんので、岡崎税務署で相談

してください。

付しますが、次の人は役場申告会場では A様式の人)は役場申告会場で相談・受 年金等の雑所得の場合、(確定申告様式 申告する所得(収入)が給与所得、公的 ②給与所得者で、勤務先から給与支払報

④公的年金などの受給者で、社会保険料 ③昨年中に退職し、再就職していない人 告書が幸田町に提出されなかった人 控除や生命保険料控除、 地震保険料控

⑥土地・建物を売った人で、確定申告の ⑤医療費控除を受けようとする人 提出義務がない人 除を受けようとする人

付会場にお越しください。

できます。申告書の書き方で分からない また、申告書は郵送で提出することも

①給与所得者で、給与以外にも所得が

あった人、または2カ所以上から給与

告をする必要はありません。

税の確定申告をする人は、町県民税の申 だし、勤務先で年末調整をした人や所得

> い合わせください。 点があれば税務課町民税グループへお問

ないと、町県民税の課税だけでなく、国 民健康保険税、後期高齢者医療保険料や んので、忘れずに申告してください。 介護保険料などの正確な判定ができませ なお、町県民税の申告をしていただか

町県民税の申告・確定申告の受付

2月16日 (月) ~3月16日 (月) 役場4階ホール(確定申告会場) 町県民税および所得税 午前9時~正午、午後1時~4時

印鑑、収支計算書、源泉徴収票そ 金や生命保険などの支払い証明書 のほか所得がわかるもの、国民年

*申告期間中は大変込み合うため、町県民 すので、ご利用ください。 税の申告に限り、2月9日(月)~13日(金) に役場←階税務課6番窓□で受け付けま

式の人

②住宅借人金等特別控除・雑損控除を受 ける人

③個人事業者の消費税および地方消費税 を申告する人

⑤外国人で所得税の確定申告をする人 ④平成26年中に贈与を受けた人 ⑥過年度(平成26年分以外の年分)の確 定申告をする人

⑦修正申告・更正の請求をする人

*相続等に係る生命保険契約等に基づく 年金の申告については岡崎税務署へご 相談ください。

*確定申告期間中は、確定申告書の提出 す。(提出のみで相談や内容の確認は 窓口および4階申告会場に設置しま 箱(岡崎税務署行)を1階税務課6番 できません。

公的年金などの収入金額が

県民税の申告が必要となります。 が400万円以下で、当該年金以外の所 されていない控除がある人については町 得金額が20万円以下の人については、 定申告をする必要はありませんが、適用 平成26年中の公的年金などの収入金額 確

高くなる可能性がありますので、 に申告してください。 申告がない場合は、町県民税の税額が

問合せ 税務課町民税G(内線161:162)